

第9回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(平成29年1月26日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- | | | |
|----|-------|----------------------------|
| 第1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | | 諸般の報告(推薦委員、事務局) |
| 第3 | 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 第4 | 報告第2号 | 農用地利用配分計画の認可について |
| 第5 | 議案第1号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 第6 | 議案第2号 | 農用地の買入協議に係る要請について |
| 第7 | 議案第3号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第8 | 議案第4号 | 美深町農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)について |
| 第9 | その他 | |

◎出席委員 (10名)

- | | |
|-----|------|
| 1番 | 佐藤敏夫 |
| 2番 | 八巻等 |
| 3番 | 三田輝雄 |
| 4番 | 森元敬悦 |
| 5番 | 荒谷和江 |
| 6番 | 塩崎智史 |
| 7番 | 高附功 |
| 8番 | 神野充布 |
| 9番 | 中村敏明 |
| 10番 | 外崎敬雄 |

◎農業委員会事務局

- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 草野孝治 |
| 事務局次長 | 渡辺美由紀 |

◎開会宣言

外崎会長 只今の出席委員は10名全員の出席です。定数に達しておりますので、只今から第9回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

◎日程第1 議事録署名委員の指名について

外崎会長 <日程第1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第18条の規定により、本日の議事録署名委員に2番八巻委員、3番三田委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

外崎会長 ご異議がないようでありますので八巻委員、三田委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第2 諸般の報告について

外崎会長 <日程第2>諸般の報告を行います。推薦委員さんから報告事項があれば発言してください。

(「なし」という者あり)

外崎会長 ありませんので、次に事務局より報告いたします。

渡辺次長 はい、次長。

外崎会長 はい、次長。

渡辺次長 2ページをお開きください。私から第8回総会以降の経過を報告いたします。12月28日地域担い手育成総合支援協議会幹事会並びに新規就農者等指導委員会が開催され事務局が出席しました。1月5日平成29年新年交礼会が文化会館で開催され、外崎会長、中村代理、三田委員、荒谷委員、神野委員、塩崎委員が出席しました。農業簿記勉強会を12日、19日、26日に開催しております。19日、第1回臨時会が開催されております。また、同日、平成29年予算の副町長査定、26日は町長査定が行われ事務局が対応しております。21日、札幌市において札幌美深会新年の集いが開催され外崎会長が出席しました。第9回総会以降の予定です。2月1日農業委員会懇親会を開催します。2月の農業簿記勉強会は、2日、9日、16日、23日に開催します。16日から17日、上川地方農業委員会連合会役員会並びに会長、代理、事務局長研修会が南富良野町で開かれます。24日、旭川市においてブロック別農地業務担当職員研修会が開かれます。2月の総会は28日に開催します。事務局からは以上です。

外崎会長 只今の報告に対し、ご質疑があれば受け賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長 なければ次に進みます。

◎日程第3 報告第1号

外崎会長	<日程第3>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を求めます。事務局より説明願います。
渡辺次長	はい、次長。
外崎会長	はい、次長。
渡辺次長	4ページをお開きください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定による通知が次のとおりありましたので報告いたします。 整理番号3番、貸主、美深町字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、公簿畑、現況畑、面積△△，△△△㎡外△△筆、合計△△筆、合計面積△△，△△△㎡です。利用状況は普通畑、契約期間は平成27年1月26日から37年1月25日までの10年間の賃貸借で、合意による解約年月日、土地の引き渡し日は、平成29年1月6日です。貸主、借主の申し入れによる合意解約です。 整理番号4番、貸主、美深町字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、美深町〇△〇〇△〇〇△△〇〇△、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、公簿畑、現況畑、面積△，△△△㎡外△筆、合計△△筆、合計面積△△，△△△㎡です。利用状況は普通畑、契約期間は平成25年6月26日から30年6月25日までの5年間の賃貸借で、合意による解約年月日、土地の引き渡し日は、平成29年1月23日です。貸主、借主の申し入れによる合意解約です。 整理番号5番、貸主、美深町字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、公簿畑、現況畑、面積△△△㎡外△筆、合計△筆、合計面積△△，△△△㎡です。利用状況は普通畑、契約期間は平成28年5月26日から33年5月25日までの5年間の賃貸借で、合意による解約年月日、土地の引き渡し日は、平成29年1月23日です。貸主、借主の申し入れによる合意解約です。説明、以上です。
外崎会長	それでは、報告第1号について、ご質疑、ご意見をお受けいたします。 (「なし」という者あり)
外崎会長	ご質疑がないようでありますので、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知については、報告済みといたします。

◎日程第4 報告第2号

外崎会長	<日程第4>報告第2号 農用地利用配分計画の認可についての報告を求めます。事務局より説明を願います。
渡辺次長	はい、次長。
外崎会長	はい、次長。
渡辺次長	7ページをお開きください。報告第2号 農用地利用配分計画の認可について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、北海道より農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画の認可について通知があったので報告いたします。

整理番号1番 認可年月日は平成28年12月15日 貸主 札幌市〇〇〇〇
〇△〇〇△〇〇△〇〇△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
さん、借主、美深町字〇〇△△番地△、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇
〇さん、賃貸借の設定等を受ける土地 美深町字〇〇△△番△、地目公簿畑、
現況畑、面積△△，△△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△，△
△△△㎡です。平成28年12月26日から平成38年10月24日までの1
0年間の賃貸借です。小作料は年額△△△，△△△円です。旧所有者は〇〇
〇さんです。

整理番号2番 認可年月日は平成28年12月15日 貸主 札幌市〇〇〇〇
〇△〇〇△〇〇△〇〇△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
さん、借主、美深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇さん、賃貸借の設定等を受
ける土地 美深町字〇〇△番△、地目公簿畑、現況畑、面積△△㎡、外△筆、
合計△筆、合計面積△△，△△△㎡です。平成28年12月26日から平成
38年10月24日までの10年間の賃貸借です。小作料は年額△△△，△
△△円です。旧所有者は〇〇〇〇さんです。

外崎会長

報告第2号について、ご質疑、ご意見をお受けいたします。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑等がないようでありますので、報告第2号農用地利用配分計画の認可
については、報告済みといたします。

◎日程第5 議案第1号

外崎会長

<日程第5>議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供し
ます。事務局より説明いたします。事務局より説明願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

8ページをお開きください。議案第1号農業経営基盤強化促進法第18条の
規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第
18条の規定により、美深町長より決定を求められた平成28年度第9号農
用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号53番、貸主、美深町字〇〇△△△番地 〇〇〇〇さん、借主、美
深町字〇〇△△△番地、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、土地
の所在 美深町字〇〇△△△番△、地目公簿田、現況畑、面積△，△△△㎡、
外△筆、合計△筆、合計面積△，△△△㎡です。平成29年2月1日から平
成35年1月31日までの6年間の賃貸借です。小作料は反当り△，△△△
円、年額で△，△△△円です。継続の案件です。

整理番号54番、譲り渡し人、札幌市〇〇〇〇△〇〇△〇〇△〇〇△△ 〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇さん、譲り受け人、美深町字〇
〇〇△△△番地 〇〇〇〇〇さん、土地の所在 美深町字〇〇〇△△△番、地
目公簿畑、現況畑、面積△，△△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△
△△，△△△．△△㎡です。利用権移転、売買の案件です。所有権の移転時
期、平成29年1月27日、対価の支払い期限は、平成29年3月31日、
土地の引き渡し時期は、対価の支払い日です。売買価格反当り△△，△△△
円、総額△△，△△△，△△△円です。農地売買等事業です。説明以上です。

外崎会長

議案第1号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 | 全員賛成です。よって議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 2 号

外崎会長 | <日程第 6>議案第 2 号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題に供します。事務局より説明いたします。

渡辺次長 | はい、次長。

外崎会長 | はい、次長。

渡辺次長 | 11 ページをお開きください。議案第 2 号 農用地の買入協議に係る要請について 農業経営基盤強化促進法第 16 条第 2 項の規定に基づき、農用地の買入協議について下記のとおり審議を求めます。
整理番号 1 番、申し出の年月日は平成 28 年 7 月 21 日。申し出の理由は農地を処分するためです。申し出者は、美深町字〇〇△△番地 〇〇〇さん、買入協議に係る土地の表示、美深町字〇〇〇△△△番△外△△筆、地目公簿畑、現況畑、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡です。申し出の価格は総額△、△△△、△△△円、調整委員は外崎会長と神野委員です。調整の結果は、買入協議が必要である。説明、以上です。

外崎会長 | それでは、議案第 2 号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

(「なし」という者あり)

外崎会長 | ご質疑がないようでありますので、議案第 2 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長 | 全員賛成です。よって、議案第 2 号 農用地の買入協議に係る要請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 3 号

外崎会長 | <日程第 7>議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題に供します。事務局より説明いたします。

渡辺次長 | はい、次長。

外崎会長 | はい、次長。

渡辺次長 | 13 ページをお開きください。議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による許可申請が次のとおりありましたので審議を求めます。
整理番号 6 番、貸主、美深町字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇さん、借主、同住所 〇〇〇〇〇さん、土地の表示、美深町字〇〇△△△番△、地目公簿

田、現況畑、面積△△、△△△㎡、外△△筆、合計△△筆、合計面積△△△、△△△㎡です。契約の内容は、平成29年2月1日から39年1月31日までの10年間の使用貸借、無償です。権利設定の理由は、後継者に経営を移譲するためです。説明、以上です。

外崎会長

それでは、議案第3号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。ございませんか。

(「なし」という者あり)

外崎会長

ご質疑がないようでありますので、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

外崎会長

全員賛成です。よって、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

外崎会長

<日程第8>議案第4号 美深町農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)についてを議題に供します。本件につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により、市町村が基本構想を定めようとするとき、もしくは変更するときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないということになっております。事務局より説明願います。

渡辺次長

はい、次長。

外崎会長

はい、次長。

渡辺次長

16ページをお開きください。議案第4号 美深町農業経営基盤強化促進基本構想変更(案)について 農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により定める美深町農業経営基盤強化促進基本構想について、美深町より同法施行規則第2条に基づき意見を求められたので審議を求めます。これにつきましては、町農務課農業グループ青木係長から説明をいただきます。

青木係長

農業グループの青木です。美深町農業経営基盤強化促進基本構想について、別紙配布の基本構想見直概要表で説明をしたいと思います。第1農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な目標ですが、年間所得水準と年間労働時間水準は変更ありません。第2効率かつ安定的な農業経営の指標は、総累計数を個別15から14に、組織2から1にそれぞれ変更します。文章等の一部修正で、農地法の改正により、「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に改称されたため修正しています。第4効率かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、地域の農用地に占める面積のシェアの目標は90%で変更なしです。文章等で、現状の認定農業者への集積率を修正、担い手への集積率80%から83%に修正しています。第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項は、項目の移動があります。3農地中間管理事業が行う特例事業に関する事項について、経営基盤強化促進事業ではないため別項目に移動します。第6農用地利用集積円滑化事業に関する次に掲げる事項は、文章等の追加があります。3その他農用地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項について(2)として北海道農業公社との連携について追加します。第7効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向けた取組は、文章等の一部修正があります。3「新規就農者の促進」中、傾向等

について修正します。第8農地中間管理事業が行う特例事業に関する事項は、第5の3から「農地中間管理事業が行う特例事業に関する事項」を移動します。第9その他は、内容の変更はありません。簡単ですが、説明とさせていただきます。

外崎会長 | それでは、議案第4号について審議願います。ご質疑、ご意見を賜ります。

（「なし」という者あり）

外崎会長 | ご質疑がないようでありますので、議案第4号については「美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑適正に推進され、農用地の有効利用等がより一層促進されるものであり適切なものであると認められる」これを意見とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

外崎会長 | 全員賛成です。よって、議案第4号については、「美深町における農業経営基盤強化促進事業が円滑適正に推進され、農用地の有効利用等がより一層促進されるものであり適切なものであると認められる」これを意見とすることに決定いたしました。

◎日程第9 その他

外崎会長 | <日程第9>その他、委員の皆様から何かありませんか。

（「なし」という者あり）

外崎会長 | なければ事務局から何かありませんか。

（「なし」という者あり）

◎閉会宣言

外崎会長 | 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたします。第9回総会を終了いたします。

※終了 午後2時20分